

住第 1 1 5 9 号
令和8年9月2日

サービス付き高齢者向け住宅登録事業者 様

千葉県県土整備部都市整備局住宅課長
(公印省略)

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム申請のオンライン
化について (通知)

平素より本県の住宅行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

これまで、高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）に基づくサービス付き高齢者向け住宅の新規登録、更新登録及び変更届出については、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」から申請書等を作成の上、別途提出していただいていたところです。

この度、国において同システムの改修が実施され、システム上でのオンライン申請が可能となりましたので、お知らせします。

つきましては、本県における運用を下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

1 情報提供システム上でのオンライン申請の対象となる手続き

- (1) 新規登録（法第5条第1項）
- (2) 更新登録（法第5条第2項）
- (3) 変更届出（法第9条第1項）

2 受付開始日

令和8年9月9日以降に、情報を確定した申請等を対象とします。

(※令和8年9月9日以降に、対象となる手続きを行う場合は、原則、情報提供システムでオンライン申請いただきます。)

3 申請方法

- (1) 情報提供システムで、登録事項の入力又は変更を行い、必要書類をアップロード。
- (2) 令和8年9月9日以降に情報が確定されたデータについて、順次審査を行います。

※添付書類の追加方法 については、「登録情報操作マニュアル」68～72ページを御参照ください。

マニュアルURL : <https://www.satsuki-jutaku.mlit.go.jp/doc/manual11.pdf>

4 留意事項

- (1) システムによるオンライン申請を行う場合、申請書等や添付書類をメール又は郵送で提出することは不要となります。
- (2) 従来どおり、メール又は郵送による提出を希望される場合は、申請情報の確定後、速やかに、以下の担当宛てメールアドレスに御提出又は申し出ください。
- (3) 受付印を押印した申請書等の控えの返送を希望される場合は、申請書等の控え及び規定料金の切手を貼付した返信用封筒を送付してください。
なお、メールでの送付を希望される場合は、以下の担当宛てメールアドレスに申し出ください。
- (4) 受付開始日前に、情報を確定した申請等について、システムによるオンライン申請を希望する場合は、御連絡ください。この場合、御連絡を受けた日を収受日とします。

5 システム操作に係る問合せ先

添付書類の追加等に係るシステムの操作方法について御不明な点がございましたら、以下URLの「その他システムに関するお問い合わせ」フォームから、ヘルプデスクへお問合せください。

○ 事業者お問い合わせ (URL)

https://www.satsuki-jutaku.mlit.go.jp/agent/autoresponse_inquiry.php

(担当)

千葉県県土整備部都市整備局 住宅課
住宅支援班

TEL:043-223-3221/FAX:043-225-1850

E-MAIL: juutak3@mz.pref.chiba.lg.jp